



VOL.006

BUSINESS SUCCESSION & FINANCE

NEWS LETTER

分散した株式は時限爆弾



創業家の支配権を守るために 今すぐ点検すべき「株主名簿」と「定款」

中小企業の株主総会は形式的なものになりがちですが、事業承継の観点からは、「誰が株を持っているか」を再確認する極めて重要な機会です。創業から数十年経つと、株主が分散し、思わぬトラブルの火種になっていることがあります。

POINT1

「名義株」という亡霊

昔の商法では、会社を作るのに発起人が7人必要でした。そのため、名前だけ借りて親戚や友人を株主にしたケース（名義株）が残っていませんか？ 名義上の株主が亡くなり、その相続人が「うちの親父は株主だったはずだ。株を買い取れ」と権利を主張してくるトラブルが増えています。

今のうちに実質的な所有者（社長）の名義に書き換えておく必要がありますが、放置すればするほど証明が難しくなります。





POINT2

少数株主からの「買取請求」

退職した元役員や、縁遠くなった親戚が少数の株を持っている場合。彼らが「クーデター」を起こすことは稀ですが、ある日突然「高値で買い取ってくれ」と言ってくるリスクがあります（会社法上の権利です）。承継前に、こうした分散株式を集約（買い取り）しておくことが、後継者の安定経営には不可欠です。ただし、買取には財源が必要であることをお忘れなく。

POINT3

「相続人等に対する売渡請求」の定款記載

もし、分散した株主が亡くなり、その株が全く関係のない相続人に渡ってしまったら…。会社経営に関与しない人間が口を出してくることになります。

これを防ぐために、定款に「相続人等に対する売渡請求」の条項を入れておきましょう。

これがあれば、株主が亡くなった際、会社側が「その株を会社に売ってください」と強制的に請求することができます。鉄壁の守りです。ただし、買取には財源が必要であることをお忘れなく。

WORK

今月のアクション

- ① 法人税申告書の「別表二（同族会社等の判定に関する明細書）」を見て、現在の株主構成を確認する
- ② 連絡が取れない株主、名義だけの株主がいらないか洗い出す
- ③ 定款のコピーを取り出し、「株式の譲渡制限」「売渡請求」の条文があるか確認する



後悔しない相続・事業承継の専門家
認定経営革新等支援機関
「税理士澤田悟史事務所」

代表税理士
澤田 悟史

29歳で税理士試験に合格し、国内・国際系の会計事務所勤務を経て34歳で独立。池袋に個人事務所を構え、勤務時代に得た様々なジャンルの税務経験を基に財務税務の両面から依頼者の方々をサポートしている。

相続・事業承継分野も得意として、相続・事業承継に関する相談会等を多数開催しながら、地主、資産家や経営者の方に向けて相続税試算や対策案の検討など、後悔しない相続・事業承継のための生前における現状把握及び対策の必要性を発信し続けている。